

—子どもも高齢者も輝く新宿へ—

こんにちは
日本共産党新宿区議会議員

近藤なつ子です



No.93 2006.7.1 発行：日本共産党新宿区議団
区議団控室：☎5273-3551、Fax3200-1474
自宅：☎3200-5164、Fax3200-5163
e-mail：natsuko_kon86@muf.biglobe.ne.jp
HP：http://www5e.biglobe.ne.jp/~natsu86/



落合にある聖母ホーム



新・介護保
険法のもとで、
軽度者の在宅
サービスも大
きな変更が迫
らる。

「車イス」などの福祉用具
をレンタルできるのは原
則要介護度2以上の方に
なっていました。

例えばベッドを借りて
いる方のうち対象外とな
る要支援、要介護1の方
は、区内で約700人
(3月末)もいます。こ
の方々が、ケアマネジャー
から「9月末には返さな
いといけない」と言われ
ており、「どうしたらいい
の?」「実費ではとて
も借れない」などと不
安が広がっています。

第2回定例会で日本共

ベッ
ズ等
のレ
ンタ
ル料
を助
成し
て!



また、1200
0㎡の広さの当
施設でも、1ヶ
月の利用者総数
が900人を1
人でも超えると、
補助金が減らさ
れるようになって
います。

「区として実費でレンタル
できない低所得者に独自の
助成を付すべきではないか?」
「生活保護の方には全額補
助をすべきではないか?」
といった質問を頂きました。

「区として実費でレンタル
できない低所得者に独自の
助成を付すべきではないか?」
「生活保護の方には全額補
助をすべきではないか?」
といった質問を頂きました。

「区として実費でレンタル
できない低所得者に独自の
助成を付すべきではないか?」
「生活保護の方には全額補
助をすべきではないか?」
といった質問を頂きました。

「区として実費でレンタル
できない低所得者に独自の
助成を付すべきではないか?」
「生活保護の方には全額補
助をすべきではないか?」
といった質問を頂きました。

「区として実費でレンタル
できない低所得者に独自の
助成を付すべきではないか?」
「生活保護の方には全額補
助をすべきではないか?」
といった質問を頂きました。

「区として実費でレンタル
できない低所得者に独自の
助成を付すべきではないか?」
「生活保護の方には全額補
助をすべきではないか?」
といった質問を頂きました。

日本共産党は 区独自でもサービスの後退がないよう要求

今年10月から、要支援1、2、要介護1の方は
レンタルのベッドやシニアカーなどが使えなくなる

新介護保険法は ホントにヒドイ!!

「区民・利用者にはサービスの抑制、負担増
事業者には、報酬減で経営困難、人員不足
」
区議会・福祉健康委員会
介護施設を視察しました。

▼百人町デイサービス

当施設は高齢者世帯、単身
高齢者が多く住む都営住宅の
中にある。自立した生活
が営んでいるからと、平均し
て介護度が低く、新たな認定では
更に軽くなる方が予想され、ディ
サービスに来れなくなった、回
数を減らさなくては行けなくなる
人が出てくる」と心配が語られま
した。「この地域では「孤独死」が
大きな問題となっています。ヘル
パーの派遣と同様に、デイサービ
スも日々の生活状態を確認する大
事な役割を持っているので、新・
介護保険法は介護度の低い方には
「自力で」と言っているんですよ。



百人町デイの入口は凸凹!

▼聖母ホーム
ここでは、特別養護老人ホームや
養護老人ホーム、デイサービス、
ヘルパーサービス、そして新
たため非常に困っています。
いま必要なのは、予防強化のた
め「元気な高齢者も通えるよう、
利用料や基準の見直し」が痛感。
あわせて入口の危険な凸凹を改
修するよう委員会として要望し、
すでに工事が行われました。

また、1200
0㎡の広さの当
施設でも、1ヶ
月の利用者総数
が900人を1
人でも超えると、
補助金が減らさ
れるようになって
います。

「新しい「地域包括支援センター」
を行っています。」
特別養護老人ホームについ
て、入所基準が申込み順から重
いの方からになったため、入所期
間が短くなっていることや、やむ
を得ず医療を必要とする方が増え
急変することなど、これまでと
ない負担が増えていることが、語
られました。
新・介護保険法では介護報酬の
単価が下がるなど安定した運営に
は程遠い状況のようです。そのた
め、今まで以上に手厚い職員体制
が必要なのに逆に、看護職などの
専門スタッフを確保することが極
めて困難になっています。
利用者にとっては、負担が重く
なる一方で、介護保険事業の困難
は増すばかりで
はないでしょう
か。行政の責任
は重大です。



無料 近藤なつ子事務所の
くらし・法律相談
7月11日(火)、8月は休みです
午後7時～8時の予定
ところ 近藤なつ子事務所
お問合せは：Tel 3200-5164 または 5273-3551

※事前に必ず
ご予約ください。
◇その他
いつでもお気軽に
ご相談ください。